

仕様書

1 件名

令和 7 年度精華町備蓄物資整備事業

2 品名

(1) アルファ化米 1800 食 (36 箱)

詳細については、アルファ化米特記仕様書のとおり

(2) 袋入りパン 900 食 (25 箱)

詳細については、袋入りパン特記仕様書のとおり

(3) 保存水 (500ml) 1704 本 (71 箱)

詳細については、保存水特記仕様書のとおり

(4) 粉末スープ 960 食 (15 箱)

詳細については、粉末スープ仕様書のとおり

※同等品については質問書にて確認をとること。

3 納期

令和 8 年 3 月 31 日まで

納品については 3 月中が望ましいが、納品日については担当者と協議して承認を得ること。

納品日において、製造日からおおむね 6 ヶ月を超えないものを納品すること。

4 納品場所

京都府相楽郡精華町地内 (2 箇所程度)

5 その他

(1) 納品に係る送費・養生費等に伴う一切の費用は納入業者の負担とする。

(2) 納入に当たっては、町担当者と十分な打合せを行い、その指示に従って納品すること。

(3) 納入に当たっては、製品及び建築物を破損・汚損しないよう養生を施す等注意すること。

(4) 納品時に町担当者の検収を受けること。

なお、納品時に不備が発見された場合や、納品後、保存期限及び賞味期限内に瑕疵が発見された場合等は、速やかに適正なものに交換すること。

(5) 現場搬入に際して、荷造用諸材料・作業場周辺の後片付け及び清掃を行うこと。

(6) 納入に当たって発生した事故及び施設の工作物の損傷等は全て、受注者の責任をもって処理すること。

(7) 疑義が生じた場合は、必ず町担当者と綿密な打合せを行い、すみやかに対処すること。

アルファ化米特記仕様書

1 品名・数量・規格

品名	規格・仕様等	数量	単位
アルファ化米	・特定原材料費等アレルギー物質 28 品目不使用に限る ・種類については、白飯、赤飯、各種おかゆを除く商品とし、和食 3 食、洋食 2 食の組み合わせを基本とする。 ・製造については、サタケ製、尾西製もしくは同等品とする。 ※なお、尾西製についてはアレルギー対応商品が少ないため、和食 3 食、洋食 1 食の 4 種類での構成を可能とする。 ・内容量：100 g 以上 ・保存期限：常温で 5 年以上 ・開封後に袋が容器として使用可のもの、スプーン付き	1800 (36)	食箱

2 特徴

お湯等を入れても倒れないスタンドタイプの袋に 1 食分入っている。

袋を開け、スプーン・脱酸素剤等を取り出した後、お湯または水を袋内側に記載されている注水線まで注ぐ。チャックを閉じた後、お湯では 20 分以内（水は 60 分以内）で、復元する。

3 包装・表示

1 箱 50 食入で梱包すること。（アソートが可能なものは担当者と協議し対応すること）

梱包ケースは、ダンボール箱とし、外寸サイズは D 440 mm×W 320 mm×H 240 mm 程度とする。

それぞれのダンボール箱の短辺及び長辺の側面に、賞味期限を西暦で表示すること。

ダンボール箱の全側面に「アレルギー対応タイプ」が分かる表示をすること。

4 品質保証

製品は、災害時の非常用食料で、常温保存により製造後 5 年以上の品質保証がなされること。

5 認証制度

日本災害食認証取得商品の認証を取得していること。

袋入りパン特記仕様書

1 品名

袋入りパン（尾西のひだまりパンもしくは同等品）

2 特徴

袋入りなので、食後のゴミが少なく、ゴミ処理が簡単。

3 梱包仕様

1 袋 1 個入りの製品を 36 袋 1 箱に梱包

1 箱当たり重量：約 4.6kg

1 箱当たり寸法：D 516 mm×W 326 mm×H 229 mm 程度

4 品質保証

室内保存（常温・常湿）により製造後 5 年以上、品質を保持できること。

5 数量内訳

味の種類	内容	数量
プレーン	アソートが可能であれば 1 箱に左記 3 種類の味を 12 袋ずつ組み合わせ合せ 36 袋を 1 箱とする。	25 箱 (900 食)
メープル		
チョコ		

6 包装・表示

担当者と協議し、外装表示に各種類の消費期限及び数量を記載すること。

7 その他

味については上記 3 食を基本としますが、他の味については別途相談ください。

保存水特記仕様書

- 1 品名
10 年保存水（軟水）
- 2 数量
1704 本（24 本／箱×71 箱）
- 3 規格
 - （1）容器
ペットボトル形式
 - （2）容量
500ml（ペットボトル 1 本当たり）
 - （3）保存期限
製品は、災害時の非常用飲料水で、常温保存で製造後 10 年以上の品質の保持がなされること。
 - （4）ボトルの本体及び段ボール箱に品質保持期限を表示したもの。
- 4 包装・表示
 - （1）500ml のペットボトルを別項規定の段ボール箱に 24 本入で梱包すること。
 - （2）段ボール箱は 5 段重ねでおおむね 10 年以上耐えられるもの。
 - （3）段ボール箱の側面に、品質保持期限を西暦で表示すること。
- 5 品質保証
製品は、災害時の非常用食料で、常温保存により製造後 10 年間の品質保証がなされること。
- 6 その他
軟水であること。

粉末スープ特記仕様書

- 1 品 名 ポケットワンもしくは同等品
※常温保存で製造後 5 年以上の保存期限、食器不要、スプーン付きは必須
- 2 数 量 960 食
(1) お味噌汁 480 袋
(2) コーンスープ 240 袋
(3) わかめスープ 240 袋
※可能であれば 1 箱に上記の 3 種類をアソートすること。
1 箱の内訳は (1) 30 袋 (2) 15 袋 (3) 15 袋
- 3 包装・表示
担当者と協議し、外装表示に各種類の消費期限及び数量を記載すること。
- 4 品質保証
室内保存（常温・常湿）により製造後 5 年以上、品質を保持できること。